

沖縄県 CS アドバイザー派遣実施要領

1 趣旨

市町村教育委員会や県立学校からの要請に応じ、コミュニティ・スクールの立上げや推進体制の構築に向けて助言を行う実践者（以下「CS アドバイザー」という。）を派遣し、コミュニティ・スクールの設置等に関する助言を行うとともに、県内全域において市町村と県立学校との関係の構築や情報の共有を推進するなど、コミュニティ・スクールの設置や取組の充実に資することを目的とする。

2 対象

市町村教育委員会及び県立学校

3 助言事項

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第 47 条 5 に定める「コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）」の導入及び取組の充実等、コミュニティ・スクールの推進体制の構築に関する事項

4 CS アドバイザーの選任

CS アドバイザーは、コミュニティ・スクールの立上げや推進体制の構築に関する専門的な識見を有する者の中から、沖縄県教育庁生涯学習振興課長（以下「課長」という。）が選任し、任期は当該年度末日までとする。

5 派遣の要請

派遣を要する市町村教育委員会又は県立学校は、CS アドバイザー派遣申請書（様式第 1 号）を課長へ提出するものとする。

6 派遣の決定

課長は、前項の規定による要請があったときは、その内容を審査し、CS アドバイザー派遣決定通知書（様式第 2 号）により、申請者に通知するものとする。

7 CS アドバイザーの派遣

課長は、前項の規定により CS アドバイザーの派遣を承認したときは、派遣要請の内容に適任と認める CS アドバイザーを派遣するものとする。

8 助言の内容

ＣＳアドバイザーは、コミュニティ・スクールの設置や取組を推進するため、次の助言等を行うものとする。

- (1) 学校運営協議会制度に関する助言・指導
- (2) コミュニティ・スクールの立上げに関する助言・指導
- (3) コミュニティ・スクールの取組の充実に関する助言・指導
- (4) コミュニティ・スクールの推進体制構築に関する助言・指導
- (5) その他、コミュニティ・スクールの設置や取組の充実を促進するうえで必要な事項に関する助言・指導

9 報告

ＣＳアドバイザー派遣を受けた市町村又は県立学校は、ＣＳアドバイザー派遣結果報告書（様式第3号）にＣＳアドバイザーによる助言・指導内容が分かる議事録等を添付して、課長に報告するものとする。

10 派遣回数

同一市町村又は同一校において、複数回の派遣についても可とする。

11 派遣経費

ＣＳアドバイザー派遣に関する経費のうち、謝金及び旅費については、県が予算の範囲内で負担するものとする。

12 その他

ＣＳアドバイザーは、県生涯学習振興課の要請により、県の主催する研修会、協議会及び連絡協議会並びにその他の会議へも必要に応じ出席し、コミュニティ・スクールの設置や取組を推進するため助言を行う。

附則 この要領は、令和7年4月1日から施行する。